



Title	目で見るWHO 第65号 表紙・目次・資料等
Author(s)	関, 淳一
Citation	目で見るWHO. 2018, 65
Version Type	VoR
URL	<a href="https://hdl.handle.net/11094/86618">https://hdl.handle.net/11094/86618</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

# 目で見る WHO

**Universal Health Coverage:  
everyone, everywhere**

**“Health for All”**



－第65号－

**2018 春号**

発行 公益社団法人 日本WHO協会

## 日本WHO協会とは

公益社団法人日本WHO協会は、世界保健機関（WHO）憲章の精神を普及徹底し、その目的達成に協力し、我が国及び海外諸国の人々の健康増進に寄与することを目的として設立された団体です。設立より半世紀近く、関西を拠点にグローバルな視野から国内外の人々の健康を考え、行動しており、今後も積極的に目的達成のため活動していきます。

- (1) WHO憲章精神を普及するための健康に関するセミナー等の開催及び機関誌・広報等の啓発事業
- (2) 健康に関する調査研究の受託・委託及び助成並びに研究成果に基づく提言等の研究事業
- (3) 国内外で健康に関する社会貢献活動を行う企業、団体並びに個人との連絡・調整・協力等の連携事業
- (4) WHOの事業目的達成に寄与するための募金活動及び募金収益の拠出並びに活動協力等の支援事業
- (5) 国内外の健康の向上につながる人材の育成・援助等の人材開発事業

## CONTENT

ごあいさつ	1
沿革	2
WHO憲章	3
●日本WHO協会フォーラム「認知症を考える」開催報告	4
開会の挨拶	関　淳一
「認知症とは～予防と治療～」	池田　学
「認知症のひとたちの介護と社会的支援」	柏木一恵
質疑応答	池田　学・柏木一恵
●WHO インターンシップ体験記	
「WHO本部インターンシップ報告」	石川　祐実
●口シナンテスの下で研修を受けて	
「ザンビア診療所建設プロジェクトへ」	宮地　貴士

# ごあいさつ



公益社団法人 日本 WHO 協会

理事長 関 淳一

WHO では、昨年 7 月よりテドロス新事務局長体制がスタートし、日本からは山本尚子氏が UHC\* (Universal Health Coverage) 及びヘルスシステム担当の事務局長補として就任されております。

昨年 12 月、東京に於いて開催された「UHC フォーラム 2017」に際して、テドロス事務局長も来日されて、開会式でスピーチをされました。スピーチの中で、テドロス事務局長は、癌になった彼の友人が、家族の将来の生計の為に貯えた全財産を高額の治療費の為に使って治療を受けるのか、治療をあきらめて死を選ぶのかの二者択一をせまられて、治療をあきらめて死を選んだ例を挙げながら、このような、あってはならないケースは、世界で年間数百万例以上ある事実を示し、WHO が取り組むべき課題としての UHC の重要性について述べています。

私も、UHC は人類共通の目標であり、国民皆保険を実施している日本においても、現実の問題として、実行の状況について、常に考える必要があると思っております。

昨年 12 月 6 日に、当協会主催のフォーラム「認知症を考える」を開催いたしました。

人口の高齢化に伴い、認知症の人の数は、世界で 5000 万人とも推定されており今後の急増が予想されています。又、認知症は当事者だけでなく、介護する人、家族、そして大きくは社会に対して、極めて大きな負担をかけています。

今回のフォーラムでは、講師として大阪大学精神

医学科の池田学教授と浅香山病院の精神保健福祉士の柏木一恵先生に御講演頂き、現在の認知症に関する正しい知識を分り易く話して頂きました。

今回、当機関紙 65 号を発行するに当たり、そのご講演録を掲載させていただきました。是非、御一読頂きたいと思います。講師をお努め頂きました御二人の先生に、この場を借りまして、改めて厚くお礼を申し上げます。

また今回は昨年 9 月から 3 か月間に亘り、ジュネーブの WHO 本部に於いて、インターンシップを経験されました、石川祐実様に、その時の貴重な経験について、ご寄稿頂きました。

また、この度、秋田大学医学部 3 年の宮地貴士様に、アフリカのザンビアでの、診療所建設プロジェクトに参加された非常に貴重な経験についてご寄稿頂きました。

これらの若い方々の若さに溢れたレポートを一人でも多くの若い人たちに是非読んで頂きたいと強く思いました。

今回「目で見る WHO」第 65 号を発行するに当たり、ご協力を頂きました皆様に心からお礼申し上げます。

(平成 30 年 2 月)

\* UHC とは「すべての人が、適切な健康増進、予防、治療、機能回復に関するサービスを、支払い可能な費用で受けられる」ことを意味し、すべての人が経済的な困難を伴うことなく保健医療サービスを享受することを目指しています。

## (公社)日本 WHO 協会の沿革

- 1948 「WHO 憲章」が発効し、国連の専門機関として世界保健機関（WHO）が発足する。】
- 1965 WHO 憲章の精神普及を目的とする社団法人日本 WHO 協会の設立が認可された（本部京都）。会報発行、WHO 講演会等の事業活動を開始。
- 1970 青少年の保健衛生意識向上のため、作文コンクール事業を開始。
- 1981 老年問題に関する神戸国際シンポジウムを主催。
- 1985 WHO 健康相談室を開設、中高年向け健康体操教室を開講。
- 1994 海外の WHO 関連研究者への研究費助成事業を開始。
- 1996 WHO 健康開発総合研究センター（WHO 神戸センター）開設。※
- 1998 京都にて WHO 創設 50 周年シンポジウム「健やかで豊かな長寿社会を目指して」を開催。
- 2000 健康フォーラム 2000 をはじめ、全国各地でもフォーラム事業を展開。
- 2006 事務局を京都より大阪市に移転。定期健康セミナー事業を開始。
- 2007 財団法人工イズ予防財団（JFAP）のエイズ対策関連事業への助成を開始。
- 2008 事務局を大阪商工会議所内に移転。
- 2009 「目で見る WHO」を復刊。パンデミックになったインフルエンザに対応し対策セミナーを開催。
- 2010 HWO 神戸センターのクマレサン所長を招き、フォーラム「WHO と日本」を開催。
- 2011 メールマガジンの配信を開始。
- 2011 公益社団法人に移行。
- 世界禁煙デーにあたって HWO 神戸センターのロス所長を招き、禁煙セミナーを開催。
- 2012 公益社団法人に移行
- 2013 第 5 回アフリカ会議公式氏サイドイベントとしてフォーラムを開催。
- 2014 WHO 本部から発信されるファクトシートの翻訳出版権を付与される。

第二次世界大戦後の硝煙さめやらぬ 1946 年 7 月 22 日、世界の 61 力国がニューヨークに集い、すべての人々が最高の健康水準に達するためには、何をすべきかを話し合い、その原則を取り決めた憲章が採択され、1948 年 4 月 7 日国連の専門機関として世界保健機関 WHO が発足しました。

当協会はこの WHO 憲章の精神に賛同した人々により、1965 年に民間の WHO 支援組織として設立され、グローバルな視野から人類の健康を考え、WHO 精神の普及と人々の健康増進につながる諸活動を開いてまいりました。

## 歴代会長・理事長、副会長・副理事長（在職期間）

会長・理事長	副会長・副理事長
中野種一郎(1965-73)	松下幸之助(1965-68)
平沢 興(1974-75)	野辺地慶三(1965-68)
奥田 東(1976-88)	尾村 健久(1965-68)
澤田 敏夫(1989-92)	木村 廉(1965-73)
西島 安則(1993-06)	黒川 武雄(1965-73)
忌部 実(2006-07)	武見 太郎(1965-81)
宇佐美 登(2007-09)	千 宗室(1965-02)
関 淳一(2010-)	清水 三郎(1974-95)
	花岡 堅而(1982-83)
	羽田 春免(1984-91)
	佐野 晴洋(1989-95)
	河野 貞男(1989-95)
	村瀬 敏郎(1992-95)
	加治 有恒(1996-98)
	坪井 栄孝(1996-03)
	堀田 進(1996-04)
	奥村 百代(1996-06)
	末舛 恵一(1996-04)
	中野 進(1998-06)
	高月 清(2002-06)
	北村 李賢(2002-04)
	植松 治雄(2004-06)
	下村 誠(2006-08)
	市橋 誠(2007)
	更家 悠介(2008-12)

# 「WHO憲章」

世界保健機関（WHO）憲章は、1946年7月22日にニューヨークで61か国の代表により署名され、1948年4月7日より効力が発生しました。日本では、1951年6月26日に条約第1号として公布されました。その定説は、たとえば「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである」といったように格調高いものです。日本WHO協会では、21世紀の市民社会にふさわしい日本語訳を追及し、理事のメンバーが討議を重ね、以下のような仮訳を作成しました。

（日本WHO協会理事 中村 安秀）

THE STATES Parties to this Constitution declare, in conformity with the Charter of the United Nations, that the following principles are basic to the happiness, harmonious relations and security of all peoples:

Health is a state of complete physical, mental and social well-being and not merely the absence of disease or infirmity.

The enjoyment of the highest attainable standard of health is one of the fundamental rights of every human being without distinction of race, religion, political belief, economic or social condition.

The health of all peoples is fundamental to the attainment of peace and security and is dependent upon the fullest co-operation of individuals and States.

The achievement of any States in the promotion and protection of health is of value to all.

Unequal development in different countries in the promotion of health and control of disease, especially communicable disease, is a common danger.

Healthy development of the child is of basic importance; the ability to live harmoniously in a changing total environment is essential to such development.

The extension to all peoples of the benefits of medical, psychological and related knowledge is essential to the fullest attainment of health.

Informed opinion and active co-operation on the part of the public are of the utmost importance in the improvement of the health of the people.

Governments have a responsibility for the health of their peoples which can be fulfilled only by the provision of adequate health and social measures.

ACCEPTING THESE PRINCIPLES, and for the purpose of co-operation among themselves and with others to promote and protect the health of all peoples, the Contracting Parties agree to the present Constitution and hereby establish the World Health Organization as a specialized agency within the terms of Article 57 of the Charter of the United Nations.

## 世界保健機関憲章前文（日本WHO協会仮訳）

この憲章の当事国は、国際連合憲章に従い、次の諸原則が全ての人々の幸福と平和な関係と安全保障の基礎であることを宣言します。

健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあることをいいます。

人種、宗教、政治信条や経済的・社会的条件によって差別されることなく、最高水準の健康に恵まれることは、あらゆる人々にとっての基本的人権のひとつです。

世界中すべての人々が健康であることは、平和と安全を達成するための基礎であり、その成否は、個人と国家の

全面的な協力が得られるかどうかにかかっています。

ひとつの国で健康の増進と保護を達成することができれば、その国のみならず世界全体にとっても有意義なことです。

健康増進や感染症対策の進み具合が国によって異なると、すべての国に共通して危険が及ぶことになります。

子供の健やかな成長は、基本的に大切なことです。そして、変化の激しい種々の環境に順応しながら生きていける力を身につけることが、この成長のために不可欠です。

健康を完全に達成するためには、医学、心理学や関連する学問の恩恵をすべての人々に広げることが不可欠です。

一般の市民が確かな見解をもって積極的に協力することは、人々の健康を向上させていくうえで最も重要なことです。

各国政府には自国民の健康に対する責任があり、その責任を果たすためには、十分な健康対策と社会的施策を行わなければなりません。

これらの原則を受け入れ、すべての人々の健康を増進し保護するため互いに他の国々と協力する目的で、締約国はこの憲章に同意し、国際連合憲章第57条の条項の範囲内の専門機関として、ここに世界保健機関を設立します。